生駒市条例第48号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23 号)の一部を次のように改正する。

附則第19項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(給料の月額の特例)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

- 20 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、給料表の適用を受ける職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の給料の月額(地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当の額の算出の基礎となるものを除く。)は、第3条並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第9項並びに生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年3月生駒市条例第3号)附則第7項から第9項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
 - (1) 1級及び2級 100分の0.6
 - (2) 3級及び4級 100分の1
 - (3) 5級 100分の1.1
 - (4) 6級及び7級 100分の2

(5) 8級 100分の2.1

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。